

大阪狭山市附属機関設置条例

○大阪狭山市附属機関設置条例

平成25年3月27日

条例第6号

(趣旨)

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、市が設置する執行機関の附属機関について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の1第3項及び第202条の3第1項の規定に基づき、その設置及び所掌する事務その他附属機関に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市が設置する執行機関の附属機関及び所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 市長の附属機関

名称	所掌事務
大阪狭山市建設事業評価委員会	市の建設事業の効率性、透明性等を向上させるために必要な評価についての審議等に関する事務
大阪狭山市公の施設の指定管理者選定委員会	公の施設の指定管理者の候補者の選定についての審査等に関する事務
大阪狭山市行政評価委員会	総合計画及び行財政改革の推進に係る評価についての審議等に関する事務
大阪狭山市男女共同参画推進懇話会	男女共同参画社会の実現を図るために必要な課題の把握及び施策のあり方についての審議に関する事務
大阪狭山市地域福祉計画推進協議会	地域福祉計画の策定、円滑な推進等についての調査及び審議に関する事務
大阪狭山市社会福祉法人設立認可等審査会	社会福祉法人の設立の認可及び同法人に対する行政処分の審査に関する事務
大阪狭山市老人ホーム入所判定委員会	老人ホームへの入所措置、入所措置の継続等についての判定審査等に関する事務
大阪狭山市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画推進委員会	高齢者保健福祉及び介護保険事業についての計画の策定及び推進についての調査及び審議に関する事務
大阪狭山市地域密着型サービス運営委員会	地域密着型サービスの指定についての審査及び指定基準等についての審議に関する事務
大阪狭山市地域包括支援センター運営協議会	地域包括支援センターの設置等の審査、運営等についての審査及び審議に関する事務
大阪狭山市介護保険施設設置事業者選考委員会	介護保険施設の設置を計画する事業者の選考についての審査、審議等に関する事務
大阪狭山市保健事業推進協議会	保健事業の推進についての調査及び審議に関する事務
大阪狭山市予防接種健康被害調査委員会	予防接種による健康被害の発生に伴う医学的見地からの調査に関する事務
大阪狭山市予防接種検討委員会	予防接種の実施計画の策定についての調査、審議等に関する事務
大阪狭山市健康大阪さやま21計画推進委員会	健康大阪さやま21計画の策定及び推進についての調査及び審議に関する事務
大阪狭山市新型インフルエンザ等対策協議会	新型インフルエンザ等の感染拡大防止対策等の調査及び審議に関する事務
大阪狭山市食育推進計画策定委員会	食育推進計画の策定及び推進についての調査及び審議に関する事務
大阪狭山市都市計画マスタープラン策定委員会	都市計画マスタープランの策定についての調査、研究及び審議に関する事務
大阪狭山市一般廃棄物処理基本計画策定検討委員会	一般廃棄物処理基本計画の策定についての調査及び審議に関する事務
大阪狭山市地域就労支援計画検討委員会	地域就労支援計画の策定についての調査及び審議に関する事務

大阪狭山市附属機関設置条例

大阪狭山市農業経営改善計画認定等審査会	認定申請等のあった農業経営改善計画についての審査に関する事務
---------------------	--------------------------------

(2) 教育委員会の附属機関

名称	所掌事務
大阪狭山市教育振興基本計画策定委員会	教育振興基本計画の策定並びに教育の振興についての調査及び研究に関する事務
大阪狭山市就学支援委員会	障害のある児童等の就学相談、実態把握、教育的支援等についての調査及び審議に関する事務
大阪狭山市小学校及び中学校教科用図書選定委員会	市立小学校及び中学校で使用する教科用図書の選定についての調査、審議等に関する事務
大阪狭山市史編さん委員会	市史編さんのための方針の策定及び歴史資料の調査、研究、収集等に関する事務
大阪狭山市狭山池総合学術調査委員会	狭山池の歴史的 position 付けのための学術的見地からの調査及び研究に関する事務

- 2 附属機関が所掌する事務のうち、特定又は専門の事項について調査、審議等をするため、分科会、部会その他これらに類する組織を当該附属機関に置くことができる。

(委任)

- 第3条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他附属機関について必要な事項は、規則(教育委員会の附属機関にあっては、教育委員会規則)で定める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。
(報酬並びに費用弁償支給条例の一部改正)
- 報酬並びに費用弁償支給条例(昭和35年大阪狭山市条例第5号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略

審議会等の会議の公開に関する指針

1 目的

この指針は、審議会等の会議を公開し、市民にその審議状況を明らかにすることにより、市政の透明性の一層の向上を図るとともに、市民の市政への積極的な参画を推進することを目的とする。

2 対象

この指針の対象とする審議会等は、市民、各団体代表、学識経験者等で構成され、法令、条例、要綱等で定めるところにより、市の事務について審議、審査、調査等を行うために市長その他の執行機関に設置された機関（市職員若しくは国又は他の地方公共団体の職員のみで構成するものを除く。以下「審議会等」という。）とする。

3 会議の公開基準

審議会等の会議は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができる。

- (1) 法令又は条例等の規定により、会議が非公開とされる場合
- (2) 大阪狭山市情報公開条例（平成10年大阪狭山市条例第1号。以下「情報公開条例」という。）第6条各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）に該当すると認められる事項について審議等をする場合
- (3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じるおそれがあり、会議の目的が達成できないと認められる場合

4 公開又は非公開の決定

- (1) 審議会等の会議の公開又は非公開の決定は、3の基準に基づき審議会等の長が当該会議に諮って行うものとする。ただし、新たに設置される審議会等については、当該審議会等を設置する執行機関が当該審議会等の設置の目的及び審議する内容等が3の基準に該当するかどうかを判断し、当該審議会等の最初の会議の公開又は非公開について決定するものとする。
- (2) 審議会等は、会議を非公開とする決定をしたときは、その理由を明らかにしなければならない。

- (3) 審議会等の決定により公開とされた会議であっても、開催ごとの審議事項に3のただし書きに該当する事項が含まれる場合は、審議会等の長の判断により会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

5 公開の方法等

- (1) 審議会等は、公開する会議について、傍聴できる定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に一定の傍聴席を設けるものとする。
- (2) 審議会等は、会議を円滑に運営するため、傍聴に係る遵守事項を定め、会場の秩序維持に努めるものとする。
- (3) 審議会等は、会議に付する会議資料(非公開情報が記録されている部分を除く。以下同じ。)を傍聴者に配布し、又は閲覧に供するものとする。
- (4) 審議会等の長は、報道機関の取材活動について十分配慮するものとする。

6 会議開催の周知

審議会等は、公開する会議を開催するに当たっては、おおむね会議の開催日の1週間前までに、次に掲げる事項を市のホームページへの掲載、市役所前の掲示板への掲示その他適当な方法により、一般に周知するものとする。ただし、緊急に会議を開催する必要性が生じたときその他やむを得ない場合は、この限りでない。

- (1) 審議会等の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 議題
- (5) 傍聴定員
- (6) 傍聴手続
- (7) 問い合わせ先
- (8) その他必要な事項

7 情報提供

審議会等は、公開した会議の会議録又は会議の結果について、会議資料と併せて情報公開コーナー及び当該審議会等の庶務を担当するグループ等において一般の閲覧に供することにより、公表に努めるものとする。

9 適用期日等

- (1) この指針は、平成19年4月1日から施行し、同日以後に開催される審議会等

の会議について適用する。

- (2) この指針の施行の日（以下「施行日」という。）前において、審議会等の会議が会議の公開又は非公開の決定を行っていない場合は、施行日以後に行われる初回の審議会等の会議は、原則として非公開とし、当該会議において以後の会議の公開又は非公開の決定を行うものとする。